

確かな未来へ 夢はぐくむまち 南陽

南陽市国土利用計画

<第4次>



南陽市

平成24年3月

確かな未来へ 夢はぐくむまち 南陽
南陽市国土利用計画<第4次>

南陽市国土利用計画<第4次>

目次

前文

第1章 市土利用に関する基本構想

第1節 市土利用の基本方針	1
第2節 利用区分の市土利用の基本方向	4

第2章 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

第1節 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	7
第2節 地域別の概要	8

第3章 規模の目標を達成するために必要な措置の概要

第1節 国土利用計画法等の適切な運用	12
第2節 地域振興施策の推進	12
第3節 土地利用に係る環境の保全及び安全の確保	12
第4節 市土の快適性・利便性の確保	12
第5節 土地利用の転換の適正化	13
第6節 土地有効利用の促進	14
第7節 市土に関する調査等の推進と成果の普及・啓発	15

資料編

1 計画における主要指標	17
2 国土利用計画における利用区分の定義	18
3 利用区分ごとの市土利用の推移	20
4 利用区分ごとの市土利用の規模の目標	21
5 人口等を基礎とした用地原単位の推移	22
6 計画策定の経過	26
7 計画策定関係者名簿	27
8 土地利用現況図	28

前 文

南陽市国土利用計画（第4次）（以下「本計画」という。）は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第8条の規定に基づき、南陽市の区域における国土（以下「市土」という。）が現在及び将来における市民のための限られた資源であり、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であるとの観点から公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と市全体の均衡ある発展を図ることを基本理念として策定したものです。

その際、平成14年3月策定の南陽市国土利用計画（第3次）（以下「前計画」という。）を取り巻く状況に大きな変化をきたしていることを踏まえ、平成22年3月策定の山形県国土利用計画（第4次）を基本とするとともに、平成23年3月策定の第5次南陽市総合計画に即しながら、前計画を改定したところです。

なお、今後、本計画を取り巻く条件や諸情勢に大きな変化を生じたときには、必要に応じて見直しを行うものとします。



南陽市長 塩田秀雄

第1章 市土利用に関する基本構想



第1節 市土利用の基本方針

1. 南陽市の概況

南陽市は、県南地域のほぼ中央、北緯38度1'11"～38度13'25"、東経140度14'11"～140度14'17"に位置しており、県土を人間の横顔にたとえると、その頬のエクボに位置しています。

市土は、東西14.8km、南北22.6km、総面積160.70km²のほぼ三角形の形状で、北端にある標高994mの白鷹山を頂点として、北部には市域の約6割を占める森林、一方、南部には市街地や集落を取り囲むように肥沃な穀倉地帯が広がる風光が明媚で理想的な地形になっており、「北に丘陵、南に沃野」と市民憲章にうたわれています。さらに、市内を南北に吉野川と織機川が、南端を東西に最上川が流れており、山紫水明の地をつくっています。

本市を含む置賜盆地は、東部に奥羽山脈、南部に吾妻山系から飯豊山系の山並み、西部に朝日山系の県下きっての高山に囲まれているため、夏期は高温多湿、冬期は寒冷積雪地帯の内陸型気候ですが、本市については、周囲の山々が壁となって厳しい気象から本市を守る形になっており、周辺都市に比べ降雨量や積雪量も比較的少なく、加えて、自然災害も少ない恵まれた気象条件となっています。

交通網については、国道13号、同上山バイパス（南陽・上山間）及び国道399号（国道113号との重用区間）が市内東部を南北に縦断し、国道113号が市内南部を、国道348号が市内北部を東西に横断しています。また、新潟山形南部連絡道路（国道113号赤湯バイパス（整備済）、梨郷道路（整備中））、主要地方道山形南陽線（県道5号）や米沢南陽白鷹線（県道3号）等の県道及び基幹市道により幹線道路網を形成しています。さらに、市内には山形新幹線の停車駅である赤湯駅をはじめ、JR奥羽本線の2駅と山形鉄道フラワー長井線の5駅の計7駅が開設されており、県南地域における交通の要衝としての役割を担っています。加えて、現在本市では、東北中央自動車道の整備が進められており、これら総合的な広域高速交通体系を活かした内外の交流発展や災害時におけるネットワーク機能の充実が期待されます。

また、本市には歴史的文化遺産も数多く、古墳時代前期の国指定史跡「稲荷森前方後円墳」をはじめ、数多くの有形、無形文化財があり、また、夕鶴の里などで伝統的な口承文芸が語り伝えられています。観光資源としては、赤湯温泉を中心に、烏帽子山公園、双松公園、また、熊野大社や烏帽子山八幡宮でくり広げられる四季折々の祭りや行事、その他多くの名所旧跡、自然景観に優れた白竜湖やくぐり滝等があり、これらの風物と歴史遺産によって、やすらぎとうるおいのある市域を形づくっています。

さらに、新たな観光資源として、子どもの遊び空間「ドリームランド」、赤湯温泉観光センター「ゆーなびからころ館」、水田の畑地化により果樹園に転換した「上野フルーツランド」等を整備し、地域の活性化を図っています。

本市では、このような地勢や諸条件等を活かしながら、『確かな未来へ 夢はぐくむまち 南陽』をまちづくりの目標に掲げ、この実現に向けた施策を展開しています。

2. 市土地利用の課題と今後の方向

機能的で快適なまちづくりは計画的な土地利用が基本であり、そのためには計画的で適正な公共投資による社会資本等の整備を進めていく必要があります。

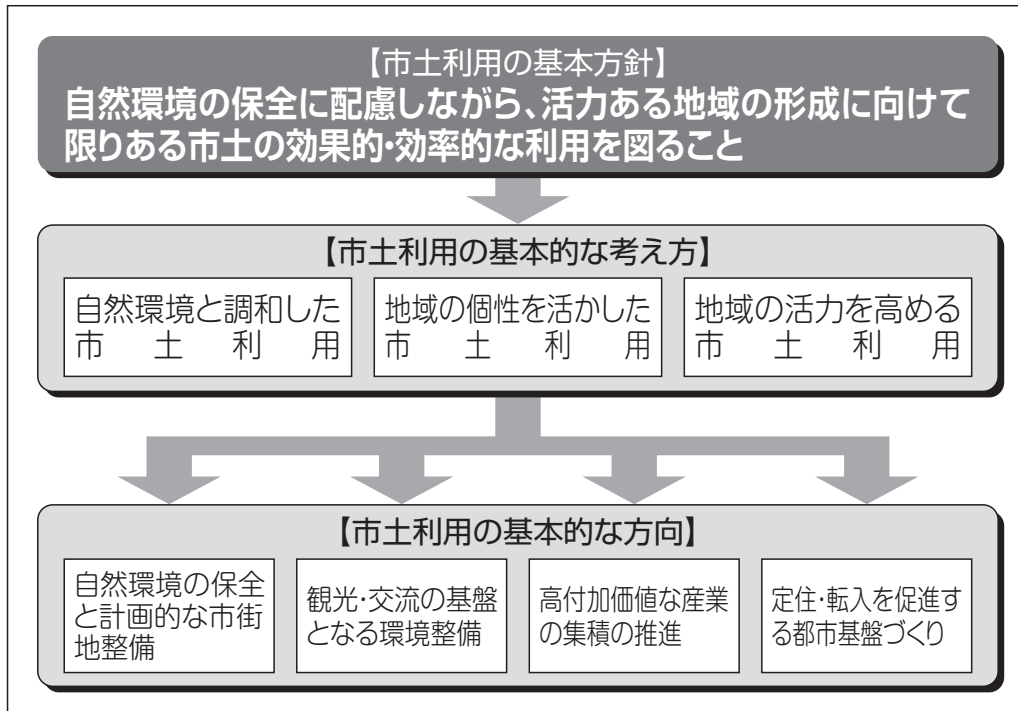
このため、農用地や森林等の自然的土地利用については、集団化が維持できないような転用を防止し、今後とも、その保全・整備に努めていくとともに、恵まれた自然を次代へと守り、引き継ぎ、大切にするため環境保全地域の設定も求められています。

一方、宅地をはじめとする都市的土地利用については、少子化等により人口の減少が進む中で既存ストックの活用を図りながら、本市の広域的交流を担う東北中央自動車道や新潟山形南部連絡道路（国道113号梨郷道路）の整備等を視野に入れた地域開発の構想を立てる必要があります。

本市のこれからの発展を支える土地政策については、豊かな自然環境等の地域資源と土地活用が調和した活力ある地域づくりを目指すとともに、土地の所有から土地の活用を促進するための計画的な取組が重要となっています。

3. 市土地利用の基本方針

市土は、豊かな地域社会の建設と快適な市民生活を営む環境を創出する基盤であり、市民のための限られた資源です。したがって、市土地利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の社会的、経済的、文化的な資源を結び、つなげて、『市民の健康で文化的な生活環境の確保と市全体の均衡ある発展』を基に、教育・産業・健康を柱とする市のまちづくりの目標に沿った土地利用計画を進めていくものとし、市土地利用の基本方針とその基本的な考え方及び方向を次のように定めます。



第2節 利用区分の市土利用の基本方向

1. 農用地

農用地については、食料生産の基盤であり、集団化が維持できないような転用や荒廃農地の防止等に努めながら、高付加価値化に向けて必要な農用地の確保・整備を図ります。

さらに、農業、農村を観光資源とした観光果樹のブランド化を促進するため、農業観光集積地の形成に努めるなど、農用地の高度有効利用を図ります。また、農用地がもつ田園・里山風景等の景観的価値にも留意し、その環境の維持保全を図ります。

荒廃農地については、廃園の認定等を進めることにより、優良農地を保全しながら、土地の有効活用を図ります。

2. 森林

森林については、木材生産等の経済的機能に加え、生態系保全や国土保全、水源涵養、自然環境保全、保健休養等の公益的機能にも十分配慮しながら、計画的な維持・管理を適切に行うことにより、その保護・育成を図ります。また、水源涵養林としての保全を行いながら、一部では生産森林や森林保養・レクリエーション、あるいは適正な範囲での土砂採取の開発等、市民生活や産業と自然との共生が可能な森林活用を進めます。

3. 水面・河川・水路

水面については、農業用水としてだけでなく、市民の憩いの場となる親水性の高い水辺空間として保全・活用を図ります。特に、白竜湖については、市民及び専門家、自然保護団体等の意見を聴取し調整を図りながら、本市のシンボル景観としての保全を進めます。

河川・水路については、氾濫を未然に防止し周辺地域における安全性を確保するとともに農用地の生産性向上に向けて、必要な改修・整備を進めます。特に、吉野川については、全面的な河川改修を促進し、多自然川づくりや親水空間等河川環境の整備を通して、河川が身近に実感できるうるおいのある土地利用を進めます。

4. 道 路

一般道路については、人、物、文化活動等を結び、市民生活の利便性向上や経済活動の活性化、地域間交流の拡大等に重要な都市基盤施設であり、機能性、快適性及び安全性を柱に、アクセス性の高い道路網を形成し、交通の円滑化を促進します。

特に、産業の発展に寄与する東北中央自動車道や新潟山形南部連絡道路（国道113号梨郷道路）については、周辺環境の保全に配慮しながら計画的な整備を進めます。

農林道については、農林業の生産性の向上及び農用地の適正な管理を図るため、周辺環境の保全に配慮しながら計画的な整備を進めます。

5. 住宅地

住宅地については、都市化の進展及び住宅の質的向上等に対応しつつ、地域の特性を踏まえた良質な居住水準と良好な居住環境の形成を目標に、既存住宅地における生活環境の改善を図るとともに、老朽化した市営住宅の再編整備や、子育て世代の定住や市外からの転入を促すため、安心して子育てができる生活環境を備えた子育て応援団地の整備を進めるなど、都市計画用途地域内の低未利用地を中心に、今後の人口・世帯数の動向や高齢化の進行等に対応した新たな住宅地の整備と誘導を図ります。

6. 工業用地

工業用地については、市民所得の向上や安定した就業機会の確保、地域人口の定住化等に資するよう、既存の工業団地（南陽西工業団地）の周辺に、企業の立地条件や周辺環境への影響に配慮した新たな産業団地の整備検討を進め、既存企業と連携できる産業の誘致や既存企業の利便性向上のために必要な用地の確保・整備を進めます。

7. その他の宅地（宿泊施設、事務所・店舗等）

古くから数多くの宿泊施設が集積し、本市を代表する観光資源でもある赤湯温泉については、さらなる温泉観光の振興・活性化に向けて、温泉街回遊ルートの整備を進めるなど、街並み形成や環境整備を進めます。

事務所や店舗等については、良好な環境の形成に配慮しつつ、幹線道路網の整

備や都市化の発展、経済状況等の変化に対応しながら必要な用地の確保・整備を図ります。また、赤湯、宮内及び赤湯駅周辺の中心市街地における土地の有効・高度利用を促進すると同時に市内周遊観光や滞在型観光に関する観光ネットワークの整備を進め、都市機能の充実を図ります。

8. 公用・公共施設用地

文化施設や体育施設、公園緑地、交通施設等の公用・公共施設用地については、市民の生活水準の向上や子育て世代・高齢者等をはじめとしたニーズの多様化等を踏まえ、中央花公園及び、防災センターの機能の充実を進めるほか、市民が親しみやすい芸術文化の拠点として新文化会館の整備を進めるなど、市民の利便性や環境の保全、防災機能に配慮しつつ、施設の集合化による機能的かつ効率的な整備を考慮しながら必要な用地の確保を図ります。

9. レクリエーション用地

レクリエーション用地については、余暇需要の増大・多様化や自然とのふれあい志向の高まり等を踏まえ、既存施設の拡充及び一層の利活用の促進を図るとともに、自然環境の維持、保全に十分配慮しながら、観光果樹園や企業の森、親水空間等、身近な自然を活かしたレクリエーション施設用地の確保及び施設の整備を進めます。

10. 低未利用地

市街地及び集落内の低未利用地については、住宅、店舗、事務所用地等のほか、交流・うるおい空間となる公園・緑地や災害時等の避難地となるオープンスペース、公共施設用地等としての利活用を図ります。一方、耕作放棄地については、その発生防止に努めるとともに、森林、農用地、地域の活性化のための施設用地等としての活用を図るなど、それぞれの立地条件や周辺環境に応じて積極的に有効利用の促進を図ります。

第2章



市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

第1節 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

1. 本計画は、基準年次を平成20年とし、目標年次を平成32年とします。
2. 市土の利用に関する基礎となる人口については、第5次南陽市総合計画に基づき、目標年次である平成32年では32,000人と想定します。
3. 市土の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地とします。
4. 市土利用に関する基本構想に基づく、平成32年における利用区分ごとの規模の目標は、利用区分別の土地利用の現況と推移の調査に基づき、第5次南陽市総合計画を踏まえながら必要な土地面積を予想し、土地利用の実態との調整を行って定めるものとし、次表のとおりとします。

土地利用区分ごとの規模の目標

(面積単位：ha)

利 用 区 分	平成20年	平成27年	平成32年	H27/H20	H32/H20	H32/H27
農 用 地	2,990	2,831	2,801	94.7%	93.7%	98.9%
農 地	2,990	2,831	2,801	94.7%	93.7%	98.9%
採草放牧地	—	—	—	—	—	—
森 林	9,563	9,563	9,563	100.0%	100.0%	100.0%
原 野	—	—	—	—	—	—
水面・河川・水路	357	359	361	100.6%	101.1%	100.6%
水 面	47	47	47	100.0%	100.0%	100.0%
河 川	195	201	205	103.1%	105.1%	102.0%
水 路	115	112	109	97.4%	94.8%	97.3%
道 路	596	627	651	105.2%	109.2%	103.8%
一 般 道 路	428	459	483	107.2%	112.9%	105.2%
農 道	149	149	149	100.0%	100.0%	100.0%
林 道	19	19	19	100.0%	100.0%	100.0%
宅 地	887	924	957	104.2%	107.9%	103.5%
住 宅 地	508	530	544	104.3%	107.0%	102.6%
工業用地	38	50	58	130.7%	152.6%	116.8%
その他の宅地	341	345	355	101.1%	104.1%	102.9%
そ の 他	1,677	1,766	1,738	105.3%	103.6%	98.4%
全 体	16,070	16,070	16,070	100.0%	100.0%	100.0%
市 街 地	327	327	327	100.0%	100.0%	100.0%

第2節 地域別の概要

1. 計画における地域区分

地域区分については、各々の地域の歴史や自然環境・社会経済環境等の共通のあるまとまりとして、次のように分類します。

地 域 区 分

地 域 名	地 域 の 範 囲
北 部 地 域	吉野地区、金山地区
東 部 地 域	中川地区、赤湯地区の一部（松沢、金沢）
西 部 地 域	梨郷地区、漆山地区の一部（西側山地）
南 部 地 域	沖郷地区の一部（国道113号赤湯バイパス南側）、赤湯地区の一部（国道113号赤湯バイパス南側）
中 部 地 域	宮内地区、赤湯地区の一部、漆山地区の一部、沖郷地区の一部

2. 地域別土地利用の方向性

(1) 北部地域

本地域は、市土の北端に位置する中山間地で、吉野地区と金山地区によって構成され、市域の38.6%を占める62.0km²の面積を有しており、森林を中心とする農林業的土地利用が主体の地域です。

今後とも、吉野川の水源涵養林など、森林を主体とする緑豊かな自然環境と農林業的土地利用の維持・保全を図ることを基本とし、その上でこれらを活用した地域の振興や自然と共生する集落環境の形成を図っていきます。

(2) 東部地域

本地域は、中川地区と赤湯地区の金沢及び松沢によって構成され、市域の18.7%を占める30.0km²の面積を有しており、本市を代表する景観要素の一つである斜面地の果樹園や平地部に広がる水田、秋葉山、鷹戸山及び十分一山の森林等、農林業的土地利用を主体としながら、中川地区を中心に福祉施設や工業の展開もみられる地域です。

今後とも、既存企業の工業等用途と、農業用地や森林等の農林業的土地利用との共生を図ることを基本とし、本市農業の基幹作物の生産地及び貴重な観光資源として、さらには、ふるさと景観の構成要素として、農作業の省力化や高齢化の進展を踏まえつつ、十分一山などの斜面地に広がる果樹園（ぶどう畑）の維持・保全に努めていきます。

また、国道13号南陽バイパス周辺においては、水田の維持・保全を図るとともに、建設中の東北中央自動車道の整備に当たっては、森林や水田の保全及びこれらとの共生に配慮して、集落環境の整備・形成を図っていきます。

(3) 西部地域

本地域は、梨郷地区と漆山地区の西端山間地によって構成され、市域の20.5%を占める33.0km²の面積を有しており、北側の山地部は森林を、西側の丘陵部は畑を、そして、南側の平地部は水田を中心とする農林業的土地利用が主体の地域です。

今後とも、農林業的土地利用の保全・整備を図ることを基本とし、山地部では織機川の水源涵養林としての保全を、丘陵部では付加価値の高い畑作地帯としての農業振興と一体となった保全・整備を図っていきます。そして、平地部では、国道113号赤湯バイパスと接続する形で建設中の新潟山形南部連絡道路（国道113号梨郷道路）の整備に当たっては、集団性と生産性の高い優良農地としての保全・整備に努めながら、これらと共生する里山・田園集落

環境の整備・形成を図っていきます。

(4) 南部地域

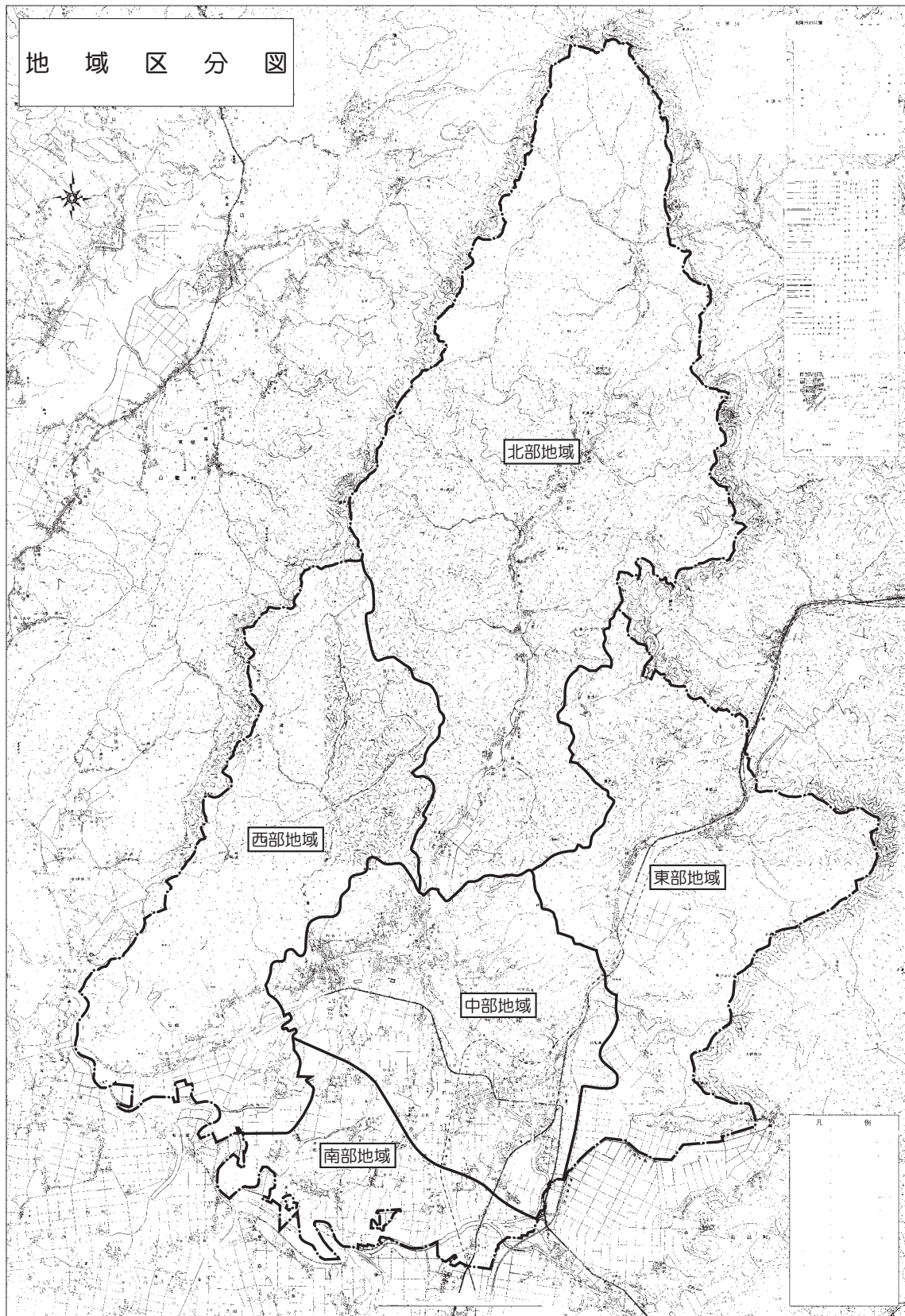
本地域は、市土の南端に開けた平坦地で、沖郷地区及び赤湯地区の国道113号赤湯バイパス南側によって構成され、市域の6.7%を占める10.8km²の面積を有しており、水田や果樹園等の農業的土地利用が主体の高生産性農業地域です。

今後とも、農業的土地利用の維持・保全を図ることを基本とし、生産性の高い優良農地の維持・保全に努めながら、これらと共存する良好な田園集落環境の整備・形成を図っていきます。

(5) 中部地域

本地域は、宮内地区全域、赤湯地区、漆山地区及び沖郷地区の一部によって構成され、市域の15.5%を占める24.9km²の面積を有しており、本市の中心として、人口や各種産業・都市機能が集積する都市的土地利用が主体の地域です。

今後とも、本市の中心地域として社会的、経済的及び文化的活動の拠点となるにふさわしい魅力ある市街地の形成を図ることを基本とし、子育て応援団地や新文化会館、産業団地の整備を進めるなど、計画的な市街地整備を図っていきます。それとともに、特に、中心地域としての拠点となる赤湯、宮内及び赤湯駅周辺を中心市街地においては、温泉街、門前町及び広域的な玄関口として、赤湯停車場線の整備を進めるなど、地域の特性・個性を活かした観光交流を促進する街並み・環境整備を重点的に進めていきます。さらに、周辺環境に十分配慮しながら、地域南側を東西に通る本市の骨格となる新潟山形南部連絡道路(国道113号赤湯バイパス)の整備効果を活かした市街地整備を図っていきます。また、白竜湖の景観保全を図ります。



第3章

NANYO

規模の目標を達成するために 必要な措置の概要

第1節 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用により、土地利用の計画的な調整と適正な土地利用の確保を図ります。

また、地価の安定を図るため、地価動向の的確な把握に努めます。

第2節 地域振興施策の推進

地域振興の推進に当たっては、第5次南陽市総合計画に掲げる『確かな未来へ夢はぐくむまち 南陽』の実現と市土の均衡ある発展に向けて、各地域の個性や多様性を生かしつつ、「教育のまちづくり」、「産業のまちづくり」及び「健康のまちづくり」の三つを柱に特色ある開発・振興施策を推進し、都市と農山村が連携した、活力ある総合的定住環境の整備を図ります。

第3節 土地利用に係る環境の保全及び安全の確保

市土の保全と安全性の確保を図る適正な土地利用を推進します。

森林については、自然環境の保全と市土の安全性確保に大きな役割を担っており、森林資源の管理、林業の振興を図るとともに、治山事業による災害防止に努めます。

河川については親水機能を高めながら、未改修部分の整備を促進します。

安全な都市環境とするため、市街地整備の際は、緑地空間の確保に努めるとともに、防災に配慮した土地利用を図ります。加えて、土砂災害防止のため、建築物の安全性の確保に向けた適正な土地利用を図ります。

第4節 市土の快適性・利便性の確保

快適な都市環境を保全し、更に高めるため、都市計画の用途地域指定に応じた土地利用への誘導、緑資源や水辺空間の確保と整備、地域環境や文化財への配慮、市街地整備による街並み景観の形成等を図ります。

加えて、豊かで活力のある市土形成のため、交通体系、産業基盤、文化施設・体育施設及び保健福祉施設の整備推進等、都市サービス機能を一層高める土地利用を図りながら、自然と利便性が調和した快適な居住環境づくりを進めます。

第5節 土地利用の転換の適正化

土地利用の転換を図る際は、総合的かつ計画的な土地利用調整を行い、無秩序な転換を抑制するなど、適正化に十分配慮します。

1. 農用地の転換

農用地の利用転換を行う際には、食料生産の確保、農業経営の安定及び地域農業に及ぼす影響等に留意し、周辺の土地利用との計画的な調整を図りながら無秩序な転換を抑制し、優良農用地の確保に十分配慮します。

2. 森林の転換

森林の利用転換を行う際には、森林生産機能と林業経営の安定に留意するとともに、森林の持つ市土保全、水源涵養、自然環境保持等の公益機能の保全を考慮しながら、周辺の土地利用との調整を図ります。

3. 大規模な転換

大規模な土地利用の転換を行う際には、周辺の土地利用に対する影響が大きいため、市土や自然環境の保全に配慮しながら計画的な調整を図ります。

第6節 土地有効利用の促進

1. 農用地

農用地については、農業振興地域整備計画等に基づき、土地条件に配慮して土地改良事業や農用地の基盤整備を計画的に進めるとともに、農用地の流動化・集団化と高度利用を図ります。

また、都市的土地利用との計画的調整を図り、無秩序な転用を抑制して優良農地の確保に努めます。

2. 森林

森林については、森林整備計画に基づく林業基盤の総合的な整備に努めながら、林業生産を高めていくとともに、市土保全や保健休養等に果たす公益的機能の増進に配慮した森林資源の整備を図ります。

3. 水面・河川・水路

水面、河川及び水路については、自然環境や都市環境の保全、災害の防止に対処して改修整備を図るとともに、市民に親しまれる親水空間としての整備を図ります。

4. 道路

一般道路については、人、物等の交流拡大の基盤として経済発展や快適な市民生活の確保に果たす役割が大きいため、安全で快適な道路として一層の整備を図ります。

また、農道及び林道については、農林業振興のための整備を促進します。

5. 宅地

(1) 住宅地

住宅地については、子育て世帯の定住や市外からの転入を促すため、公園、下水道等の居住環境の整備を図りながら、公共及び民間による計画的な開発・整備を図ります。

(2) 工業用地

工業用地については、雇用の場の安定的な確保と地域経済の活性化を図るため、周辺環境の保全に配慮しながら、経済のグローバル化や地域の情勢等を踏まえて、幹線道路網の整備効果を活かした工業団地の拡張整備等、適正な土地利用を図ります。

また、工場移転等に伴って生じる市街地の工場跡地については、用途地域に応じて有効活用を図ります。

(3) その他の宅地（宿泊施設、事務所、店舗等）

宿泊施設や事務所、店舗等については、都市計画の用途地域指定に適合した利用と高度利用を促進します。特に、赤湯、宮内及び赤湯駅周辺の中心市街地においては、土地の有効利用に配慮し、快適でゆとりのある空間の確保に努めながら街並み整備を図るとともに、連続的な市街地整備を進めます。

第7節 市土に関する調査等の推進と成果の普及・啓発

総合的かつ計画的で適正な土地利用を図るため、土地に関する情報の整備を進めるとともに、市土に対する市民の理解を促すため、土地利用に関する情報の提供に努めます。

資料編

1 計画における主要指標

(1) 各種指標の実績

指 標 項 目		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	出 典	
人 口	総 人 口 (人)	37,146	36,977	36,810	36,191	35,190	国勢調査 生産年齢別人口には年 齢「不詳」を含む	
	性別人口	男 性 (人)	17,713	17,640	17,618	17,301		16,748
		女 性 (人)	19,433	19,337	19,192	18,890		18,442
	年 階 層 人 口	年 少 人 口 (人) (0~14歳)	7,536	6,970	6,311	5,577		4,840
		生 産 年 齢 人 口 (人) (15~64歳)	24,287	23,666	22,877	21,804		21,027
		老 年 人 口 (人) (65歳以上)	5,323	6,341	7,622	8,810		9,323
人 口 密 度 (人/km ²)		232.0	230.4	229.3	225.2	219.0		
世 帯	世 帯 数 (世帯)	9,409	9,606	10,010	10,388	10,557	国勢調査	
	一 世 帯 当 たり 人 員 (人)	3.95	3.85	3.68	3.48	3.33	国勢調査	
都 市 化	人 口 集 中 地 区 人 口 (人)	14,229	13,901	14,300	13,768	12,852	国勢調査	
	人 口 集 中 地 区 面 積 (km ²)	3.0	3.1	3.3	3.4	3.3	国勢調査	
就 業 構 造	就 業 者 数 (人)	19,362	19,396	19,423	18,886	18,089	国勢調査	
	産 業 別 就 業 者 数	第 1 次 (人)	4,377	3,505	2,909	2,561	2,234	国勢調査
		第 2 次 (人)	6,697	7,272	7,362	6,919	6,055	国勢調査
		第 3 次 (人)	8,288	8,619	9,152	9,406	9,800	国勢調査 「分類不能の産業」を含む
労 働 力 人 口 (人)		19,692	19,673	19,881	19,529	18,949	国勢調査	
経 済	農 業 粗 生 産 額 (億円)	129	111	96	77	73	山形農林水産統計年報	
	製 造 品 出 荷 額 等 (億円)	435	667	657	560	469	工業統計	
	商 品 販 売 額 (億円)	455	608	734	660	537	商業統計、S60, H3, H6, H11, H16	
交 通	自 動 車 保 有 台 数 (台)	16,201	19,897	23,530	25,574	26,848	東北運輸局	
環 境 保 全	都 市 公 園 面 積 (ha)	26.5	26.7	26.7	26.7	36.6	南陽市建設課資料 (H17はH22現在)	
	一 人 当 たり 公 園 面 積 (㎡)	7.14	7.22	7.25	7.37	10.40	H17はH22現在	
	上 水 道 普 及 率 (%)	86.1	89.6	91.3	93.6	93.7	南陽市上下水道課資料	
	下 水 道 普 及 率 (%)	0.0	20.7	31.6	41.9	61.6	南陽市上下水道課資料 (H17はH22現在)	
そ の 他	歳 入 総 額 (百万円)	7,504	11,338	14,683	15,822	11,831	南陽市企画財政課資料 (H17はH22現在)	
	歳 出 総 額 (百万円)	7,224	10,928	14,233	15,191	11,504	H17はH19現在	

(2) 主要指標の目標

	平成17年	平成27年	平成32年	備 考
人 口 (人)	35,190	33,100	32,000	第5次南陽市総合計画による人口
人口密度 (人/km ²)	219.0	206.0	199.1	人口を行政区画面積 (160.70km ²) で 除した値

2 国土利用計画における利用区分の定義

利用区分	定義	資料
農用地	農地法第2条第1項に定める農地及び採草放牧地の合計である。	
(1) 農地	耕作の目的に供される土地であって畦畔を含む。	「耕地及び作付面積統計」
(2) 採草放牧地	農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの	「世界農林業センサス林業調査報告書」
森林	<p>国有林と民有林の合計である。なお、林道面積は含まない。</p> <p>① 国有林</p> <p>ア 林野庁所管国有林 国有林野の管理運営に関する法律第2条に定める国有林野から採草放牧地を除いたもの</p> <p>イ 官行造林地 旧公有林野等官行造林法第1条の規定に基づき契約を締結しているもの</p> <p>ウ その他省庁所管国有林 林野庁以外の国が所有している森林法第2条第1項に定める森林</p> <p>② 民有林 森林法第2条第1項に定める森林であって同法同条第3項に定めるもの</p>	<p>「国有林野事業統計書」</p> <p>「国有林野事業統計書」</p> <p>「世界農林業センサス林業調査報告書」</p> <p>「地域森林計画対象及び同計画対象外の民有林面積を合計」</p>
原野	人の手が加えられずに長年雑草や灌木類が生えるままの状態に放置されている土地	「世界農林業センサス林業調査報告書」
水面・河川・水路	<p>水面、河川及び水路の合計である。</p> <p>① 水面 湖沼（人造湖及び天然湖沼）並びにため池の満水時の水面</p> <p>② 河川 河川法第4条に定める一級河川及び同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川区域</p> <p>③ 水路 農業用排水路</p>	<p>「自然環境保全基礎調査」 「ダム総覧」「ため池台帳」</p> <p>「河川現況調査」</p> <p>水田面積に整備済・未整備の区分ごとに一定率を乗じて算定</p>

利用区分	定義	資料
道路	<p>一般道路、農道及び林道の合計である。車道部（車道、中央帯、路肩）、歩道部、自転車道部及び法面等からなる。</p> <p>① 一般道路 道路法第2条第1項に定める道路</p> <p>② 農道 農道面積に一定率を乗じたほ場内農道及び「市町村農道台帳」の農道延長に一定幅員を乗じたほ場外農道</p> <p>③ 林道 国有林林道及び民有林林道</p>	<p>「道路施設現況調査」</p> <p>水田及び畑の面積に整備済・未整備の区分ごとに一定率を乗じて算定</p> <p>農道率は、東北農政局及び国土交通省資料による</p> <p>「山形県林業統計」</p>
宅地	建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地である。	「固定資産の価格等の概要調書」の宅地のうち評価総地積と非課税地積を合計
(1) 住宅地	「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積の住宅用地に、非課税地積のうち、都道府県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたもの	「固定資産の価格等の概要調書」
(2) 工業用地	「工業統計表（用地・用水編）」にいう「事業所敷地面積」を従業員10人以上の事業所敷地面積に補正したもの	「工業統計表（用地・用水編）」
(3) その他の宅地	(1)及び(2)の区分のいずれにも該当しない宅地である（商業施設用地、官公庁などの公共施設用地等）。	「宅地」から(1)住宅地及び(2)工業用地の面積を差し引いて算出
その他	上記の区分のいずれにも該当しない宅地である（学校・教育施設用地、公園緑地、交通施設用地、ゴルフ場等のレクリエーション用地、耕作放棄地、海浜等）。	市土面積から「農用地」、「森林」、「原野」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いて算出
合計	行政界で囲まれた地域を対象に計測したもの	「全国都道府県市区町村別面積調」
市街地	国勢調査による「人口集中地区」である。	「国勢調査」

注：山形県国土利用計画（第四次）参考資料を基に作成

3 利用区分ごとの市土利用の推移

(単位：ha)

	平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年
全 体	16,070	16,070	16,070	16,070	16,070	16,070	16,070	16,070	16,070	16,070
農 用 地	3,250	3,210	3,180	3,120	3,080	3,070	3,060	3,020	3,010	2,990
農 地	3,250	3,210	3,180	3,120	3,080	3,070	3,060	3,020	3,010	2,990
採草放牧地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森 林	9,531	9,492	9,483	9,556	9,556	9,556	9,566	9,566	9,557	9,563
国 有 林	356	318	308	308	308	308	318	318	309	310
民 有 林	9,175	9,174	9,175	9,248	9,248	9,248	9,248	9,248	9,248	9,253
原 野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水面・河川・水路	354	355	355	354	355	356	358	358	357	357
水 面	45	46	47	47	47	47	47	47	47	47
河 川	188	189	189	189	189	191	193	194	194	195
水 路	121	120	119	118	119	118	118	117	116	115
道 路	559	561	566	567	573	582	586	585	587	596
一 般 道 路	383	386	392	395	399	409	413	414	416	428
農 道	157	156	155	153	155	154	154	152	152	149
林 道	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
宅 地	812	824	836	844	854	858	861	870	878	887
住 宅 地	478	483	488	491	496	499	500	502	505	508
工 業 用 地	43	42	42	37	39	38	38	37	37	38
その他の宅地	291	299	306	316	319	321	323	331	336	341
そ の 他	1,564	1,628	1,650	1,629	1,652	1,648	1,639	1,671	1,681	1,677
市 街 地	330	336	336	336	336	336	327	327	327	327

資料：山形県統計年鑑（市街地以外），国勢調査（市街地）

4 利用区分ごとの市土利用の規模の目標

(単位：ha)

	基準年次 (平成20年)		中間年次 (平成27年)			目標年次 (平成32年)		
	面積	構成比	面積	構成比	増減率 (H27/H20)	面積	構成比	増減率 (H32/H20)
全 体	16,070	100.0%	16,070	100.0%	100.0%	16,070	100.0%	100.0%
農 用 地	2,990	18.6%	2,831	17.6%	94.7%	2,801	17.4%	93.7%
農 地	2,990	18.6%	2,831	17.6%	94.7%	2,801	17.4%	93.7%
採草放牧地	—	—	—	—	—	—	—	—
森 林	9,563	59.5%	9,563	59.5%	100.0%	9,563	59.5%	100.0%
国 有 林	310	1.9%	310	1.9%	100.0%	310	1.9%	100.0%
民 有 林	9,253	57.6%	9,253	57.6%	100.0%	9,253	57.6%	100.0%
原 野	—	—	—	—	—	—	—	—
水面・河川・水路	357	2.2%	359	2.2%	100.6%	361	2.2%	101.1%
水 面	47	0.3%	47	0.3%	100.0%	47	0.3%	100.0%
河 川	195	1.2%	201	1.3%	103.1%	205	1.3%	105.1%
水 路	115	0.7%	112	0.7%	97.4%	109	0.7%	94.8%
道 路	596	3.7%	627	3.9%	105.2%	651	4.1%	109.2%
一 般 道 路	428	2.7%	459	2.9%	107.2%	483	3.0%	112.9%
農 道	149	0.9%	149	0.9%	100.0%	149	0.9%	100.0%
林 道	19	0.1%	19	0.1%	100.0%	19	0.1%	100.0%
宅 地	887	5.5%	924	5.7%	104.2%	957	6.0%	107.9%
住 宅 地	508	3.2%	530	3.3%	104.3%	544	3.4%	107.1%
工 業 用 地	38	0.2%	50	0.3%	131.6%	58	0.4%	152.6%
その他の宅地	341	2.1%	345	2.1%	101.2%	355	2.2%	104.1%
そ の 他	1,677	10.4%	1,766	10.8%	105.3%	1,738	10.5%	103.6%

注：山形県国土利用計画（第四次）における県土の利用区分ごとの規模の目標算出方法に準拠し算出

5 人口等を基礎とした用地原単位の推移

5-1 農用地面積の推移と目標

区分 年	農用地面積 (ha)			人 口 (人)	人口一人当たり 農用地面積 (a/人)
	農 地	採草放牧地	農用地		
前回基準年次 (平成11年)	3,250	0	3,250	36,191	9.0
基準年次 (平成20年)	2,990	0	2,990	35,190	8.5
平成27年	2,831	0	2,831	33,100	8.6
平成32年	2,801	0	2,801	32,000	8.8

資料：「耕地及び作付面積統計」及び「世界農林業センサス林業調査報告書」
 平成11年の人口は「平成12年国勢調査」、平成20年の人口は「平成17年国勢調査」
 平成27年及び平成32年の人口は「第5次南陽市総合計画」

5-2 森林面積の推移と目標

区分 年	森林面積 (ha)	人 口 (人)	市 面 積 (ha)	人口一人当たり 森林面積 (ha/人)	市面積に占める 森林面積の 割合
前回基準年次 (平成11年)	9,531	36,191	16,070	0.26	59.3%
基準年次 (平成20年)	9,563	35,190	16,070	0.27	59.5%
平成27年	9,563	33,100	16,070	0.29	59.5%
平成32年	9,563	32,000	16,070	0.30	59.5%

資料：「国有林野事業統計書」「世界農林業センサス林業調査報告書」「地域森林計画」
 (民有林については、地域森林計画対象及び同計画対象外の民有林面積を合計)
 平成11年の人口は「平成12年国勢調査」、平成20年の人口は「平成17年国勢調査」
 平成27年及び平成32年の人口は「第5次南陽市総合計画」
 市面積は「全国都道府県市区町村別面積調」

5-3 水面・河川・水路面積(全体)の推移と目標

区分 年	水面・河川・水路 面積 (ha)	人 口 (人)	市 面 積 (ha)	人口千人当たり の水面・河川・ 水路面積 (ha/千人)	市面積に占める 水面・河川・ 水路面積の割合
前回基準年次 (平成11年)	354	36,191	16,070	9.8	2.2%
基準年次 (平成20年)	357	35,190	16,070	10.1	2.2%
平成27年	359	33,100	16,070	10.8	2.2%
平成32年	361	32,000	16,070	11.3	2.2%

資料：「自然環境保全基礎調査」「ダム総覧」「ため池台帳」「河川現況調査」
 (水路については水田面積に整備済・未整備の区分ごとに一定率を乗じて算定)
 平成11年の人口は「平成12年国勢調査」、平成20年の人口は「平成17年国勢調査」
 平成27年及び平成32年の人口は「第5次南陽市総合計画」
 市面積は「全国都道府県市区町村別面積調」

5-4 水面・河川・水路の各面積の推移と目標

区分 年	水面 (ha)	河川 (ha)	水路 (ha)	合計 (ha)	同左推移 (指数)
前回基準年次 (平成11年)	45	188	121	354	100.0
基準年次 (平成20年)	47	195	115	357	100.8
平成27年	47	201	112	359	101.4
平成32年	47	205	109	361	102.0

資料：水面は「自然環境保全基礎調査」「ダム総覧」「ため池台帳」
 河川は「河川現況調査」
 水路については水田面積に整備済・未整備の区分ごとに一定率を乗じて算定

5-5 道路面積（全体）の推移と目標

区分 年	道路面積 (ha)	人口 (人)	市面積 (ha)	人口千人当たり 道路面積 (ha/千人)	市面積に占める 道路面積の割合
前回基準年次 (平成11年)	559	36,191	16,070	15.4	3.5%
基準年次 (平成20年)	596	35,190	16,070	16.9	3.7%
平成27年	627	33,100	16,070	18.9	3.9%
平成32年	651	32,000	16,070	20.3	4.1%

資料：「道路施設現況調査」「山形県林業統計」
 平成11年の人口は「平成12年国勢調査」、平成20年の人口は「平成17年国勢調査」
 平成27年及び平成32年の人口は「第5次南陽市総合計画」
 市面積は「全国都道府県市区町村別面積調」

5-6 道路の各面積の推移と目標

区分 年	一般道路 (ha)	農道 (ha)	林道 (ha)	農林道 (ha)	道路合計 (ha)	同左推移 (指数)
前回基準年次 (平成11年)	383	157	19	176	559	100.0
基準年次 (平成20年)	428	149	19	168	596	106.6
平成27年	459	149	19	168	627	112.2
平成32年	483	149	19	168	651	116.5

資料：一般道路は「道路施設現況調査」
 農道については水田及び畑の面積に整備済・未整備の区分ごとに一定率を乗じて算定
 林道は「山形県林業統計」

5-7 住宅地面積の推移と目標

区分 年	住宅地面積 (ha)	一般世帯数 (世帯)	1世帯当たり住宅地面積 (㎡/世帯)
前回基準年次 (平成11年)	478	10,388	460.1
基準年次 (平成20年)	508	10,557	481.2
平成27年	530	—	—
平成32年	544	—	—

資料：「固定資産の価格等の概要調書」

平成11年の世帯数は「平成12年国勢調査」、平成20年の世帯数は「平成17年国勢調査」

5-8 工業用地面積の推移と目標

区分 年	工業用地面積 (ha)	人口 (人)	人口一人当たり 工業用地面積 (㎡/人)
前回基準年次 (平成11年)	43	36,191	11.9
基準年次 (平成20年)	38	35,190	10.8
平成27年	50	33,100	15.1
平成32年	58	32,000	18.1

資料：「工業統計表（用地・用水編）」

平成11年の人口は「平成12年国勢調査」、平成20年の人口は「平成17年国勢調査」

平成27年及び平成32年の人口は「第5次南陽市総合計画」

5-9 その他の宅地面積の推移と目標

区分 年	その他の宅地面積 (ha)	人口 (人)	一人当たりその他の 宅地面積 (㎡/人)
前回基準年次 (平成11年)	291	36,191	80.4
基準年次 (平成20年)	341	35,190	96.9
平成27年	345	33,100	104.2
平成32年	355	32,000	110.9

資料：「固定資産の価格等の概要調書」の宅地のうち評価総地積と非課税地積を合計したものから、5-7 住宅地及び5-8 工業用地の面積を差し引いて算出

平成11年の人口は「平成12年国勢調査」、平成20年の人口は「平成17年国勢調査」

平成27年及び平成32年の人口は「第5次南陽市総合計画」

5-10 市土全体面積の推移と目標

区分 年	全体面積 (ha)	人 口 (人)	人口一人当たり市土面積 (ha/人)
前回基準年次 (平成11年)	16,070	36,191	0.44
基準年次 (平成20年)	16,070	35,190	0.46
平成27年	16,070	33,100	0.49
平成32年	16,070	32,000	0.50

資料：「全国都道府県市区町村別面積調」

平成11年の人口は「平成12年国勢調査」、平成20年の人口は「平成17年国勢調査」

平成27年及び平成32年の人口は「第5次南陽市総合計画」

6 計画策定の経過

日 時	会 議 等	内容・摘要等
平成21年12月1日	市民意向調査	市民意向調査の実施
平成22年1月19日	中学生アンケート	中学生アンケートの実施
平成23年7月12日	第1回土地利用計画策定主任者会	国土利用計画法の体系について 国土利用計画（第4次）策定に係る調整について（策定方針、実施体制、策定スケジュール、現況分析）
8月23日	第2回土地利用計画策定主任者会	国土利用計画（第4次）案について
8月29日	市町村国土利用計画個別相談会	県国土整備部用地課への情報提供及び意見交換等
9月22日	第1回土地利用対策協議会	経過報告（策定方針、実施体制、開催経過等） 国土利用計画（第4次）案について
12月1日～14日	パブリックコメント	国土利用計画（第4次）案に対する意見募集を実施 24年1月12日～31日 実施結果を公式ホームページにて公開
12月1日	県事前調整依頼	23年12月1日企財第593号で意見照会 23年12月21日用地第429号で県回答及び照会 24年1月10日企財第693号で回答
平成24年1月18日	国土利用計画策定懇談会	国土利用計画（第4次）案について
1月25日	第2回土地利用対策協議会	国土利用計画（第4次）案について、書面による意見照会を実施
2月1日	庁議	国土利用計画（第4次）案について
2月8日	庁議決定	国土利用計画（第4次）案について
2月15日	議会議員全員協議会報告	同上
2月24日	議会提案	同上
3月9日	議会議決	同上

7 計画策定関係者名簿

【南陽市国土利用計画策定懇談会】

	区 分	氏 名	備 考
1	学識経験者	長澤 武右衛門	都市計画審議会委員
2	//	遠 藤 東一郎	都市計画審議会委員
3	//	小 川 英 明	都市計画審議会委員
4	//	遠 藤 美保子	都市計画審議会委員
5	//	黒 田 桂 市	都市計画審議会委員
6	市議会議員	松 木 新 一	都市計画審議会委員
7	//	遠 藤 栄 吉	都市計画審議会委員
8	//	白 鳥 雅 巳	都市計画審議会委員

(敬称略)

